

# 長沼町通学路交通安全プログラム

～通学路安全確保に関する取り組みの方針～

令和2年9月

長沼町通学路安全対策会議

## 1 プログラムの目的

全国各地で相次ぐ通学路での交通事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

長沼町では、平成24年8月に小学校の通学路において、教育委員会・学校・道路管理者・警察署等が連携して、危険度・緊急度が高い箇所の緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じてまいりました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「長沼町通学路交通安全プログラム」を策定して、今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう計画的かつ継続的に通学路の安全対策に努めてまいります。

## 2 長沼町通学路安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「長沼町通学路安全対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置しました。本プログラムは、この対策会議で議論し、策定したものです。

- 札幌開発建設部 千歳道路事務所
- 札幌建設管理部 長沼出張所
- 栗山警察署
- 長沼小学校
- 長沼中学校
- 長沼町都市整備課
- 長沼町税務住民課
- 長沼町教育委員会 学校教育課

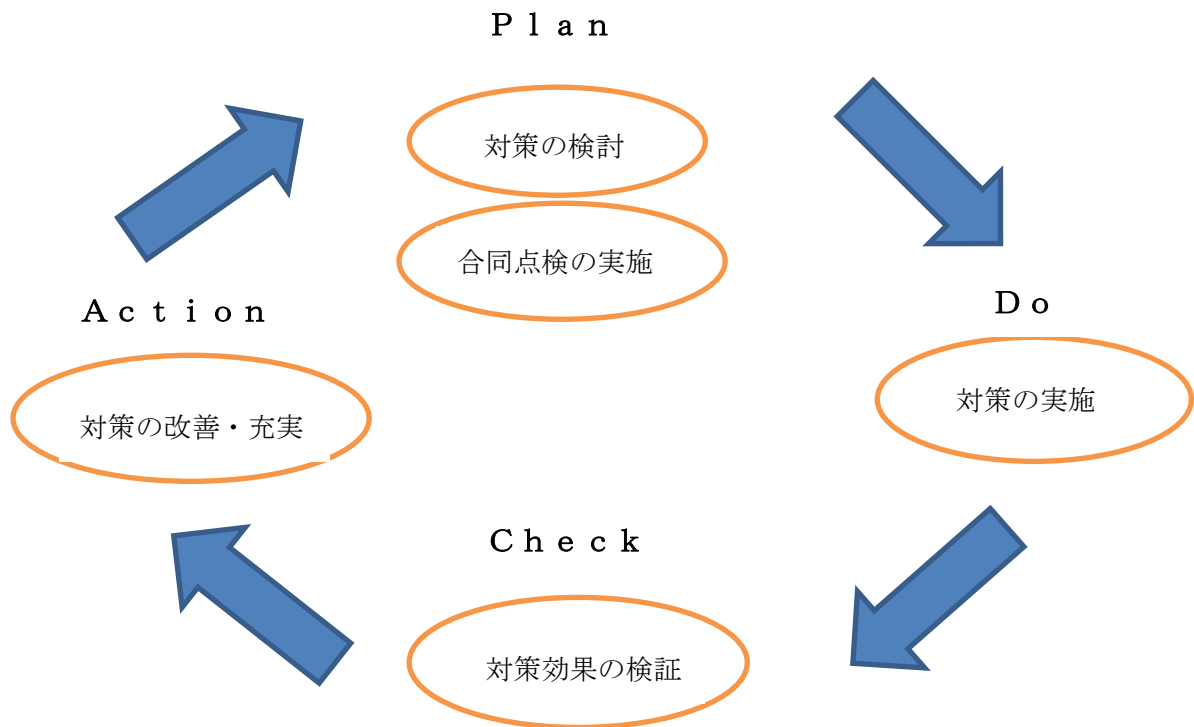
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保を推進するため、合同点検を行うなど、効果的な対策を実施するとともに、効果の検証も行いながら対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、更なる安全性の向上を図ります。

## 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



### (2) 合同点検の実施

対策会議において小中学校通学路の安全確保のための重点課題を設定し、必要に応じて道路管理者、警察、学校関係者等による合同点検を実施します。

### (3) 対策の検討・実施

対策を必要とする箇所について、箇所ごとに歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全教育などのソフト対策等、具体的な実施メニューを検討し、対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

### (4) 対策の効果の検証

対策実施後の箇所について、実際に効果が上がっているのか、児童生徒が安全になったと感じているかどうか等、学校へのアンケートを実施するなどして検証します。

### (5) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果の検証を踏まえて対策内容の改善・充実を図ります。

#### 4 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検・対策内容は「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、公表します。